

第 441 回 群馬地方最低賃金審議会

HP 公開用資料

- ・ 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- ・ 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- ・ 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）
 - (1) 全労連・全国一般 群馬労働組合
「最低賃金の改善を求める意見書」
 - (2) 群馬県労働組合会議
「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」
 - (3) 生協労連 コープネットグループ労働組合
「2021 年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」
 - (4) 群馬県自治体一般労働組合
「最低賃金の改善を求める意見書」
 - (5) 全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
「最低賃金の大幅引上げ等を求める意見書」
- ・ 群馬県労働組合会議
「群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、地域間格差解消、実効ある中小企業支援策を求める要請書」2,195 筆
- ・ 労働市場速報（令和 3 年 6 月分）群馬労働局職業安定部職業安定課
- ・ 申出書（特定最低賃金関係）
「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」ほか 3 件
- ・ 最低賃金を引き上げやすい環境整備について
- ・ 賃金改定状況調査結果の訂正について

※ 資料は HP 公開用に一部抜粋したものとなっております。

全資料を閲覧したい場合は、群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能となっております。

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和3年7月21日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	田中 茂	(株)上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷口 聡	高崎経済大学教授
	米本 清	高崎経済大学准教授
労働者代表	木間 裕治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	櫻井 正樹	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	鷺澤 猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐 亮二	(一社)群馬県経営者協会常務理事
	加藤 英明	(株)ナカヨ取締役常務執行役員管理統括本部長
	毒島 豊	(医)日望会常務理事本部長

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えることまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えることまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

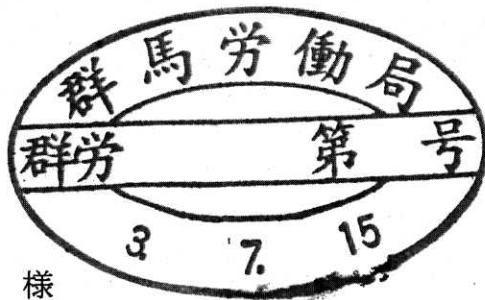
さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。



2021年7月15日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 様

全労連・全国一般 群馬労働組合

最低賃金の改善を求める意見書

平素、労働者の賃金改善に向けて群馬地方最低賃金審議会の各位がご尽力されていることにまずもって敬意を表するものです。

2021年の群馬地方最低賃金改定作業にあたり、最低賃金法の目的に依拠した審議と最低賃金の抜本的な引き上げを求めて下記事項のように意見を申し述べるものです。

なお、下記事項について意見陳述できる機会を設けていただけますよう要望します。

記

1. 住んでいる地域で時給200円以上の格差があることは容認できません。

現在、Aランク最上位の東京都とDランク最下位の県との差は221円あります。2006年の差は109円でしたので、14年間で格差が2倍以上に広がっています。

全国展開している「コンビニエンスストア」で同じ価格の商品を扱っている仕事をしていても住んでいる地域で時給200円を超える格差がつけられてもよいのでしょうか。これは「同一労働同一賃金」に反すると断ぜざるを得ません。また、法律で格差を肯定するようなことがあってはならないと言わざるを得ません。

現在、最低賃金の関東最下位群馬県(837円)とトップの東京都(1,013円)との差は176円です。隣接する埼玉県(928円)とは91円の差があります。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になります。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾が生じていることとなります。先進国の多くは「地域別最低賃金」ではなく「全国一律最低賃金」制度を導入しています。

この最低賃金の地域間格差によって労働力人口流出現象が起こっている統計調査もあります。また、私どもの上部組織全労連の調査ではどこに住んでいようが、月額ベースで約23万円前後で、時給ベースで1,500円必要であるという調査結果が出ています。北海道から沖縄まで時給ベースで1,500円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一挙に解決できると確信します。

また、群馬県内の労働者の労働時間が都道府県別で一番長いと聞いています。賃金明細書を見ると「基本給」だけでは最賃割れになってしまうケースを多く見受けられます。このことは、残業しないと生活できる賃金が確保できていない証拠です。私どもの組合に寄せられる争議案件は、パワハラや長時間労働による不当な未払い残業であったり、体力の限界まで連日働かせる違法残業であったりすることにより発生する事案が多く、メンタル不全に陥るケースが多く見受けられます。「全国一律最低賃金制度」を一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるようにすることです。

2. 政労使合意は国民・労働者への約束です。

毎年発言させていただいていますが、議論の前提におかなくてはならないことがあります。それは、2010年政労使合意です。

「早期に800円にし、全国平均1,000円を目指す」

とし、その到達年は2020年でした。結果として到達しませんでした。残念至極です。国民・労働者に対して約束した合意文書の約束を果たせなかったのですから、急いでその約束を果たしてください。安倍首相をして、「最低賃金を全国平均1,000円を目指す」とした最低賃金引き上げ構想は1年につき3%ずつ引き上げるとしたロードマップです。その計画で実行すると到達年は2026年となってしまいます。これでは2010年政労使合意を反故にすることになってしまいます。3%と言わず、一気に引き上げる措置を講じてください。私たち国民・労働者は、そんな先まで待ってられません。一刻も早く、約束を果たしてください。大幅に最低賃金を引き上げてください。

3. 最低賃金の引き上げには中小・零細企業支援をしっかりと行うことが重要です。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大が収まらないなか、企業の休廃業・解散が相継ぎ2020年で約5万件、倒産と合わせると約57,000件程度の企業が市場から消えたこととなります（東京商工リサーチ）。その結果、失業率2.4%→2.9%まで上昇し、非正規雇用労働者は107万人失職しています(2020/2と2021/2比較)。

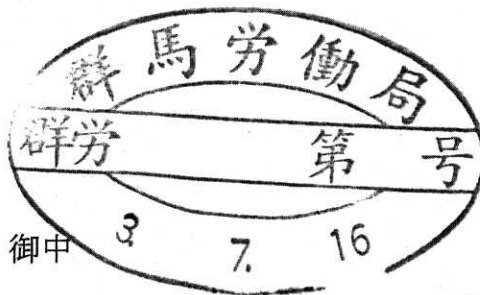
このような危機的状況を好循環させるためにも中小・零細企業に対する支援策をしっかりと行えば、そこで働く労働者の最低賃金1,500円への引き上げは可能だと確信しています。

- ②先進国で1,000～1,500円の最低賃金の実現できているのは国の手厚い支援政策が実行されているからです。

- ・日本……87億円(2013～2015)
- ・韓国……9,800億円(2017年から5年間)
- ・アメリカ……8,800億円(2007～2011)
- ・フランス……2兆2,800億円(2019)

と桁外れの支援を行っています。日本でも政治が力を発揮して中小企業支援策を拡充するならば安心して最低賃金を引き上げて雇用を守ることができると確信します。

以上



2021年7月16日

群馬地方最低賃金審議会 御中

前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、6月18日、審議会長および労働局長に「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」を提出しました。私は、県労会議「要請書」の「要請趣旨」及び「要請事項」が、本年の審議の中で活かされることを要望します。

そのうえで、以下について意見を述べ、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、及び全国一律最低賃金制度創設と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. コンビニエンスストアは全国各地にあり、同じ系列のお店であれば、品揃えや商品価格はほぼ同じに設定されています。そして、そこでの仕事内容も同様なものと考えられます。そこで、大手コンビニエンスストアのホームページからアルバイトの時給について比較してみました。

確認した事例（7月10日現在・同系列のコンビニエンスストア）によれば、昼間の時給は、群馬県内の「高崎新町店」は837円、埼玉県内の「上里七本木店」では928円となっています。（この2店は、県境の神流川を挟んだ、JR高崎線の新町駅（群馬県高崎市新町）と神保原駅（埼玉県児玉郡上里町）にほど近い場所にあります。2店舗は直線距離で約5km。）

同じ商品を同じ価格で販売する仕事なのに、なぜ埼玉県内の「上里七本木店」の方が時給が91円も高くなっているのでしょうか。それは、群馬県と埼玉県の最低賃金が違う（この2店舗とも昼間の時給は最低賃金と同額）ということ以外に考えられません。

2. 2021年4月から中小企業にも適用されたパートタイム・有期雇用労働法によって、正社員とパートタイム・有期雇用・派遣労働者との間の不合理な待遇差が禁止されています。上記2店舗の時給格差は、「正社員とパートタイム・有期雇用労働者」との間の格差ではありませんが、同じアルバイト（パートタイム・有期雇用労働者）であり、同様な仕事をしているにも

かわらず、1時間あたり91円もの賃金格差があることは、明らかに「不合理な待遇格差」ではないでしょうか。

コンビニエンスストアで働くアルバイトの時給が、ほぼ地域の最低賃金に張り付いている現状をみれば、この「不合理な待遇格差」が地域別最低賃金制度によって作り出されていると言わざるを得ません。

1時間あたり91円の格差は、月150時間で1年間働けば163,800円にもなり、群馬県内で最低賃金で働く1ヵ月分125,550円を遙かに上回ります。こうした賃金格差は、若者を中心とした労働力人口の県外流出の大きな要因となっています。

「不合理な待遇格差」をつくり出している地域別最低賃金制度を改め、全国一律最低賃金制度を実現することは、最低賃金の地域間格差をなくし、群馬県の地域経済を活性化させるために不可欠です。ぜひ、全国一律最低賃金制度創設を答申に盛り込み、国に求めて下さい。

3. 最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。しかし、上記の大手コンビニエンスストアの2店舗で、どれだけの「賃金支払い能力」の違いがあるのでしょうか(ちなみに、この2店舗だけでなく、他の系列のコンビニエンスストアにおいても、群馬県内と埼玉県内の募集時給を比べれば、地域別最低賃金にもとづく賃金格差は広く生じています)。

地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県児玉郡上里町や秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。

明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

自由民主党内につくられている最低賃金一元化推進議員連盟が、今年5月25日に「最低賃金制度のあり方に関する提言」を公表していますが、その中では「支払い能力という概念は他の国には見られない要素であり、またその概念は極めて曖昧であり、この要素が最低賃金引き上げの抑制要因として機能してきたと推察される」と述べられています。

「極めて曖昧」な概念で審議するのではなく、明確な根拠を示したうえでの審議が必要です。

4. 私たちの要求は、「8時間働けば人間らしく暮らせる賃金」の実現です。それは、特別な主張ではなく、労働条件の最低の基準を定めた労働基準法でも「労働条件は、労働者が人たるに値

する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(第一条・労働条件の原則)とされているものです。

そして、私たちは、全労連(全国労働組合総連合)と各地方組織が中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授などと取り組んできた「最低生計費試算調査結果」を審議会に提示してきました。これは「地域における労働者の生計費」の明確な根拠です。

そして、これは「最低生計費」ですから、不況やコロナ禍だから引き下げても良いというものではありません。

生計費にもとづく審議と、最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ1,500円をめざすことを強く求めます。

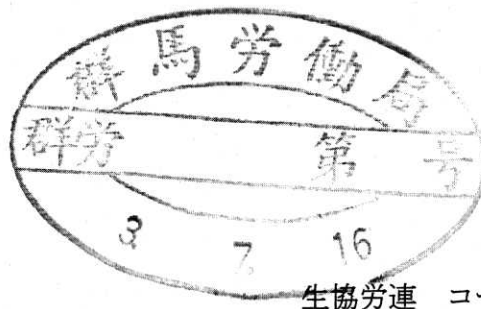
5. 最低賃金の引き上げは内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは中小企業支援の抜本的強化を併せて求めているのです。

日本の中小企業支援策は極めて貧弱です。最低賃金引上げに関わる助成制度として「業務改善助成金」がありますが、これは「中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します」というもので、あくまで設備投資を前提とする制度であり、設備投資などできない中小企業は対象となりません。

私たちは、最低賃金の抜本的引上げに直接つながる腰を据えた中小企業支援が必要だと考えます。県労会議・6月18日付「要請書」においては、「コロナ禍で厳しくなっている中小企業経営を支える緊急の助成制度を拡充させるとともに、最低賃金の引き上げを直接の目的とした助成金の拡充や社会保険料の減免を実施するなど、中小企業に直接届く施策を本格的に拡充すること、及び『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』や『下請代金支払遅延等防止法』、『下請中小企業振興法』を積極的に運用することや法改正による強化を図り、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにすること」の必要性を指摘しました。

中小企業に最低賃金引き上げの余力がないと言われるなら、ぜひ、中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込み、国に実現を求めて下さい。

以上



2021年7月/6日

群馬県地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合

2021年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが8割を超える労働組合です。私は非正規労働者の代表として直接仲間の声を届けるために、今年度の地域別最低賃金額の改定につきまして、意見を述べさせていただきます。

なお、群馬県地方最低賃金審議会での意見陳述を希望します。

1.地域別最低賃金と格差問題

一昨年、働き方改革一括法により、同一労働同一賃金のガイドラインが出されました。均等待遇と同一価値労働同一賃金を考えるとき、真っ先に思い浮かぶのは正規と非正規の格差です。しかし非正規ではたらくなかまでも、地域によつての賃金格差があり、それは大きな問題だと思っています。

私たちの働く生協もそうですが、スーパーやコンビニも、全国どこでも売っている物の価格はほぼ同じです。働き方も、ほぼ同じです。しかしすぐ隣の埼玉県とは、最低時給には1時間当たり91円もの差があり、同じ価格の物を売り、同じ仕事をしていても、年収にすると1ヶ月150時間勤務で16万円以上の差があります。

東京の大学に入学した学生たちは、自宅のある群馬県内ではなく、東京都内でアルバイトをします。大学卒業後も、群馬県で働こうとする若者が減少し、群馬県内の企業では人手不足から、活気を失う状況が起きています。中小の企業からは、「次の担い手が見つからず、事業が存続できない」などの悩みも聞かれます。なぜか？それは最低賃金が地域別であり、その地域の賃金全体の相場も最低賃金を基準として決められるからです。そのため、若者たちの都市部への人口流出がとまりません。

2.全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

群馬県の最低賃金837円で、フルタイム（厚労省の起算値173時間）で働いても月額144,801円です。この収入では、憲法で保障されている健康で文化的な生活をおくることはできません。ましてや、病気や怪我、将来へ向けての貯蓄などできるはずもありません。フルタイムで働いても、いまの最低賃金では貧困状態です。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織で、最低生計費調査に取り組んできました。その調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。埼玉で行われた2016年の最低生計費調査では、25歳単身者で法定最長の所定内労働時間173.8時間で1,392円、実所定内労働平均時間150時間で1,613円が必要という結果が出ています。最低生計費を満たさない現在の最低賃金額は不十分です。働く者の貧困は改善されません。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、直ちに最低生計費を保障する最低賃金として、2021年度に最低賃金額1,000円の実現をめざす審議をお願いします。

3. 生協職場の非正規労働者の実態

当労組、組織内の時給下限額は850円で、もっとも影響を受けるのは事務職、店舗や宅配など全業態のパート・アルバイトの募集時給、非常勤ヘルパーの通勤手当・キャンセル時の保証時給・会議や研修の時給です。生協職場に影響が大きいのは、流通小売、物流、運輸などの賃金水準が低い業種だからです。春闘で賃金水準を引き上げていくのは困難で、ここ数年の春闘での非正規のベースアップは10円で、最低賃金引き上げによる賃金改定額のほうが高いのが現状です。

生協の職場で働く時間給の職員にも、ダブルワークをしている職員がいます。「家賃や教育費にお金がかかり、削れるのは食費ぐらい。生協で7時間働いた後、夜はコンビニでアルバイトをしています。」という生活実感を話してくれるなかまもいます。また、コロナ禍において「残業が減り生活が苦しいが、安心して生活ができるように、基本給を上げてほしい」「基本給で暮らせる賃金にしてほしい」など、春闘時には切実な声が上がっています。

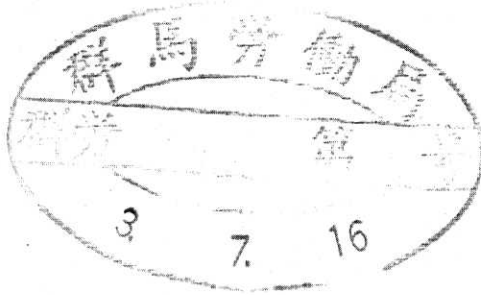
4.最後に

働く者の生存権とは、労働力を再生産できる人間らしい生き方、生活ができる最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきものです。私たちは憲法および労働基準法、最低賃金法に基づき、働く者の生存権を保障する最低賃金として全国一律制と1,500円を求めます。

労働者は「自分の時間を大切にし、ワークとライフのバランスを取り、豊かな人生を送りたい」と考えています。労働者は、自分の考えに沿う働き方ができる「仕事」や「職場」を選び、働き続けるか判断しています。

2021年度群馬県の地域最低賃金の審議においては、最低賃金はどうか本質的な議論がなされ、群馬地域の経済の発展、活性化のため、私たちが安心して暮らせる社会の実現のためにも、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上



2021年 7月 / 6 日

群馬労働局長

丸山 陽一 様

群馬地方最低賃金審議会長

谷口 聡 様

群馬県前橋市本町3-9-10

群馬県自治体一般労働組合

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法で「労働者の生計費を考慮して」と定められており、全労連がまとめた最低生計費試算結果を活用して、最低賃金の抜本的な引き上げを審議してください。

コロナ感染拡大のもとで、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療・介護・保育・学童保育などの労働者は感染のリスクを背負いながら社会機能維持のため働いてきました。その多くは低賃金や不安定雇用の非正規雇用労働者であり、公務公共も民間の同じ状況下であり、早期に改善が求められます。今こそ最低賃金を大幅に引き上げて賃金水準の底上げが必要です。コロナ禍であるからこそ最低賃金の改善による地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立が必要です。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

自治体非正規職員の賃金は、2020年の県内全自治体の調査によると、群馬県最低賃金837円に対して、一番低い職種の時給は837円で、続いて840円です。2020年度から会計年度任用職員制度が実施され時給897円（1級1号対応）に改善され16自治体が引き上げられましたが、900円台が9自治体しかありません。時給1,000円には遠い状況でこれが自治体非正規職員の低賃金の実態です。最低賃金の大幅な引上げにより非正規職員の賃金は改善されるのが実状です。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮らせる賃金」とはなりません。また、全労連による最低生計費調査結果では全国どこでも大差はなく、25歳男性の1人暮らしでは月額22万円～27万円で月150時間換算で1,441円～1,772円と時給1,500円は必要です。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

2020年地域別最低賃金は東京で1,013円、埼玉で928円、群馬は837円でこの格差は東京で10ヵ月・埼玉で11ヵ月働けば、群馬県で12ヵ月働いた年収を上回るほどに拡大しています。賃金が労働評価を示す対価とすれば、自治体で同じような業務を行っていても、群馬の労働評価は関東で最低とされていることとなります。これも若者が県内から流出する原因の一つではないでしょうか。埼玉に近い県内の自治体では保育士の採用に苦慮していると聞いて居ます。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律最低賃金制度を実現し、ただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

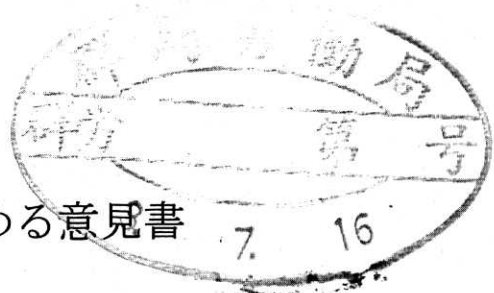
下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、ただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。

以上、意見書を提出します。



最低賃金の大幅引上げ等を求める意見書

最低賃金額の地域間格差を是正することを目的として、1978年から各都道府県をA～Dのランクに分け、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入されました。

しかし近年、最低賃金の地域間格差はむしろ拡大傾向にあり、全国の地域間最低賃金額の格差を是正する機能を持つはずであった目安制度は、有効に機能しないどころか、その格差を定着化させる制度になりつつあります。

そもそも最低賃金は労働者の生計費とともに、賃金及び通常事業の賃金支払能力を考慮の要素としていますが、賃金や企業の支払能力の差異は、地域ではなく企業規模や職種による差異が多いことが明らかになっています。

また、地域別の最低賃金を設ける要素ともなっている生計費については、都市部と地方との間で大きな差が無いことが労働組合等の実態調査によって明らかになっています。

むしろ医療機関で受診する金額や車検の法定費用等、費用負担については全国一律のものがある反面、最低賃金に地域間格差があるのは矛盾しているところであり、引き続き地域別最低賃金の目安制度を継続することは地域間の経済格差を固定させ、地方から大都市への人口流出の原因を放置することに繋がり、結果として国民経済の健全な発展を阻害することになります。

よって、当組合は貴会に対し次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 本県の最低賃金をただちに1,000円以上とすること。
- 2 全国一律最低賃金制度を設けること。
- 3 上記1及び2の実施に当たり、影響を受ける中小企業等への事業者負担を軽減する積極的な措置を講じ、中小企業に大きな負担を強いることのないように配慮しながら地域間格差の是正に取り組むこと。

2021年7月16日

群馬地方最低賃金審議会 御中

群馬県 11-12
全日本建設交運一般労働組合本部

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

最低賃金の今すぐ、どこでも、1,000円以上への引き上げ、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2021年7月16日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

2,195筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、 地域間格差解消、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2021年 月 日

群馬労働局長 殿
群馬地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

非正規雇用の割合が4割となり、全労働者の4人に1人は懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアです。不安定雇用と低賃金のために、青年労働者が自立、結婚、出産・育児ができず、少子高齢化の進行が社会基盤を弱めています。群馬県の最低賃金では、フルタイムで働いても手取り月10万円程度にしかならず、自立して人間らしく生活することはできません。さらに、群馬県の最低賃金は、関東1都6県の中で最も低く、地域間格差は年々広がり、労働者の都市部への流出を促し、地域経済を疲弊させています。

「8時間働けば人間らしい生活ができる」最低賃金の水準が何より求められています。最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、そして、地域間格差をなくすための全国一律最低賃金制度を創設することが必要です。

また、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険料負担の軽減など特別な財政措置を行うことが必要です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備することも大切になっています。

つきましては、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を創設すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。

氏名	住所

厚生労働省
群馬労働局発表
令和3年7月30日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 井野 晃宏
地方労働市場情報官 橋爪 紀明
(電話) 027-210-5007

労働市場速報(令和3年6月分)

有効求人倍率(季節調整値) 1.27倍【全国21位/全国 1.13倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.22倍【全国23位/全国 1.09倍】

正社員有効求人倍率(原数値) 0.94倍【全国 26位/全国 0.85倍】:前年同月 0.85倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.09倍(前月:2.07倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	6月	前年同月比	前々年同月比	ポイント
有効求人数	31,803人	12.2%	▲18.6%	2か月連続の増加
有効求職者数	27,384人	4.9%	12.3%	13か月連続の増加
新規求人数	11,799人	12.9%	▲8.9%	3か月連続の増加
新規求職者数	6,079人	▲16.4%	2.5%	5か月ぶりの減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに増加
- ・ 求職者数は前年同月比で新規が増加・有効が減少

～～産業別新規求人数～～

新規求人数		6月	前年同月比	前年同月差	前々年同月比	ポイント
全産業		11,799人	12.9%	1,350人	▲8.9%	3か月連続の増加
主な産業	建設業	1,306人	11.8%	138人	33.8%	2か月ぶりの増加
	製造業	1,937人	54.3%	682人	6.2%	4か月連続の増加
	情報通信業	86人	▲9.5%	▲9人	▲18.1%	2か月連続の減少
	運輸業・郵便業	626人	18.6%	98人	▲29.9%	3か月連続の増加
	卸売・小売業	1,813人	16.9%	262人	▲12.4%	3か月連続の増加
	宿泊業・飲食サービス業	562人	32.5%	138人	▲20.2%	2か月連続の増加
	医療・福祉	3,038人	3.0%	89人	▲7.9%	2か月ぶりの増加
	サービス業	1,074人	17.8%	162人	▲18.1%	2か月連続の増加

総括

有効求人倍率は1.27倍で前月から0.05ポイント増加となった。求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。

引き続き、雇用の維持と就職支援に力を入れていく。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和3年	令和3年	令和2年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減 率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%、ポ イント)
		6月	5月	6月			
全	新規求職者数(人)	6,079	5,711	7,272	6.4	▲ 16.4	6.7
	新規求人数(人)	11,799	10,381	10,449	13.7	12.9	7.7
	新規求人倍率(倍)	2.09	2.07	1.52	—	0.57	0.02
	月間有効求職者数(人)	27,384	27,991	26,117	▲ 2.2	4.9	▲ 1.6
	月間有効求人数(人)	31,803	31,372	28,351	1.4	12.2	2.5
	有効求人倍率(倍)	1.27	1.22	1.19	—	0.08	0.05
	数	うち 常用(倍)	1.11	1.07	0.99	—	0.12
うち パート(倍)		1.20	1.17	1.23	—	▲ 0.03	—
就職件数(件)		1,908	1,634	1,607	16.8	18.7	—
正社員有効求人倍率(倍)		0.94	0.90	0.85	—	0.09	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差 (人)		
	全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート			
		うち常用	パート			うち常用	パート				
全 産 業	11,799	6,931	6,673	4,868	12.9	14.8	12.7	10.3	1,350		
産 業 別	建 設 業	1,306	1,189	1,185	117	11.8	22.8	22.5	▲ 41.5	138	
	製 造 業	1,937	1,347	1,325	590	54.3	56.8	57.0	49.0	682	
	主 業 内	食 料 品	321	151	143	170	4.6	2.7	▲ 0.7	6.3	14
		プラスチック製品	199	141	140	58	67.2	56.7	62.8	100.0	80
		金属製品	210	174	174	36	153.0	163.6	163.6	111.8	127
		はん用機械器具	163	135	135	28	77.2	80.0	80.0	64.7	71
		生産用機械器具製造業	100	80	80	20	53.8	45.5	56.9	100.0	35
		業務用機械器具製造業	42	36	36	6	121.1	125.0	125.0	100.0	23
		電気機械器具	152	103	93	49	114.1	80.7	63.2	250.0	81
		輸送用機械器具	282	210	207	72	129.3	116.5	117.9	176.9	159
		情報通信業	86	65	65	21	▲ 9.5	▲ 27.8	▲ 20.7	320.0	▲ 9
	運輸業・郵便業	626	484	479	142	18.6	9.3	9.1	67.1	98	
	卸売・小売業	1,813	963	963	850	16.9	28.7	30.7	5.9	262	
	宿泊業・飲食サービス業	562	99	89	463	32.5	▲ 33.6	▲ 39.0	68.4	138	
医療・福祉	3,038	1,449	1,424	1,589	3.0	▲ 3.5	▲ 4.8	9.7	89		
サービス業	1,074	684	541	390	17.8	19.8	▲ 2.3	14.4	162		

(注) 新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成28年度	6,452	▲ 3.7	13,549	9.5	2.10	25,492	▲ 4.1	37,829	11.2	1.48	2,351	493
平成29年度	6,129	▲ 5.0	13,840	2.1	2.26	24,141	▲ 5.3	39,207	3.6	1.62	2,220	465
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 19.4	2.25	23,788	11.2	39,020	▲ 20.0	1.64	1,988	454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.64	1,648	407
2年 6月	7,272	22.6	10,449	▲ 19.3	r 1.52	26,117	7.1	28,351	▲ 27.5	r 1.19	1,607	357
7月	6,383	3.8	10,697	▲ 16.1	r 1.63	27,054	11.9	28,860	▲ 26.7	r 1.14	1,656	431
8月	5,375	▲ 1.9	9,601	▲ 35.3	r 1.69	27,537	16.1	28,936	▲ 25.1	r 1.10	1,458	391
9月	5,990	1.8	11,258	▲ 13.8	r 1.91	27,947	17.7	29,994	▲ 23.7	r 1.10	1,656	456
10月	6,233	1.2	11,848	▲ 14.2	r 1.94	28,219	17.7	31,384	▲ 20.8	r 1.12	1,856	498
11月	5,225	2.3	10,963	▲ 17.0	r 1.83	27,239	17.9	32,119	▲ 15.8	r 1.13	1,557	418
12月	4,715	▲ 2.9	10,457	▲ 21.7	r 2.03	25,546	16.2	31,559	▲ 18.0	r 1.12	1,498	430
3年 1月	6,233	▲ 6.9	12,247	▲ 1.6	2.00	25,354	11.3	32,124	▲ 14.6	1.16	1,409	363
2月	6,137	0.4	11,568	▲ 18.5	1.69	25,853	9.2	32,875	▲ 15.7	1.16	1,706	384
3月	7,099	17.0	12,127	▲ 8.3	1.78	27,595	13.2	33,786	▲ 12.4	1.15	2,458	516
4月	8,059	14.5	11,436	11.1	1.93	28,735	16.7	32,652	▲ 7.0	1.19	2,082	421
5月	5,711	0.2	10,381	10.9	2.07	27,991	15.3	31,372	6.0	1.22	1,634	360
6月	6,079	▲ 16.4	11,799	12.9	2.09	27,384	4.9	31,803	12.2	1.27	1,908	400

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. rは令和3年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

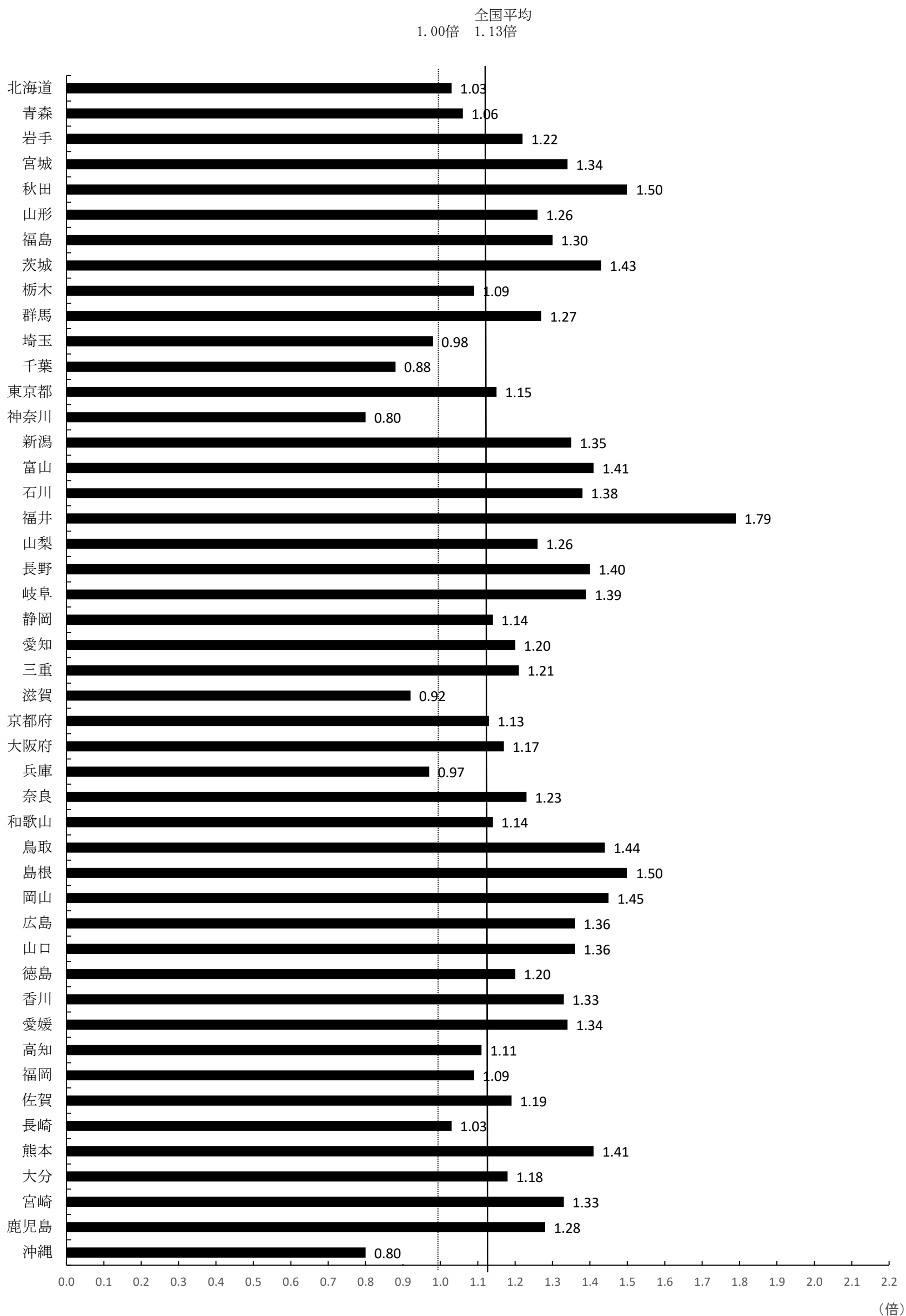
年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
平成28年度	1,529	▲ 5.1	5,202	▲ 9.5
平成29年度	1,459	▲ 4.6	4,865	▲ 6.5
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
2年 6月	2,429	64.7	8,240	72.7
7月	2,046	35.7	8,929	70.8
8月	1,671	23.2	8,923	69.1
9月	1,639	18.2	8,674	63.9
10月	2,017	19.5	8,075	52.1
11月	1,640	27.2	7,468	29.7
12月	1,368	0.8	7,320	20.4
3年 1月	1,539	9.5	6,615	5.9
2月	1,314	▲ 1.2	6,138	9.6
3月	1,595	11.2	6,039	6.2
4月	2,448	▲ 0.6	5,780	3.5
5月	1,684	▲ 37.4	5,806	▲ 6.3
6月	1,559	▲ 35.8	6,474	▲ 21.4

第5表 全国の主要指標

年月	項目	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
			(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成28年度		1.39	203	3.0
平成29年度		1.54	183	2.7
平成30年度		1.62	166	2.4
令和元年度		1.55	162	2.3
令和2年度		1.10	198	2.9
2年 6月	r	1.12	195	2.8
7月	r	1.09	197	2.9
8月	r	1.05	206	3.0
9月	r	1.04	210	3.0
10月		1.04	215	3.1
11月	r	1.05	195	r 3.0
12月	r	1.05	194	r 3.0
3年 1月		1.10	197	2.9
2月		1.09	194	2.9
3月		1.10	188	2.6
4月		1.09	209	2.8
5月		1.09	211	3.0
6月		1.13	206	2.9

- (注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。
 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
 4. rは令和3年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。
 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)
 令和3年6月 全国平均1.13 [原数値1.06倍]



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

前月との比較(令和3年6月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	6 月	前月比(%、ポイント)
有効求人	33,840 人	2.5 %
有効求職	26,610 人	▲ 1.6 %
有効求人倍率	1.27	0.05 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	6 月	前月比(%、ポイント)
新規求人	12,492 人	7.7 %
新規求職	5,983 人	6.7 %
新規求人倍率	2.09	0.02 P

数値はすべて季節調整値

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
3年6月	12.9	11.8	54.3	▲ 9.5	18.6	16.9	32.5	3.0	17.8
3年5月	10.9	▲ 2.8	51.6	▲ 12.3	13.5	20.0	87.2	▲ 5.2	12.0
3年4月	11.1	19.4	36.8	20.2	4.5	22.6	▲ 12.1	6.9	▲ 12.5
3年3月	▲ 8.3	31.2	16.7	▲ 31.4	▲ 7.4	▲ 44.8	5.5	▲ 4.1	14.9
3年2月	▲ 18.5	2.4	▲ 22.9	▲ 26.1	▲ 28.9	▲ 10.8	▲ 33.7	▲ 19.3	▲ 19.3
3年1月	▲ 1.6	16.7	10.1	▲ 29.6	▲ 28.2	8.0	▲ 40.7	0.4	▲ 18.0
2年12月	▲ 21.7	13.0	▲ 17.6	▲ 5.3	▲ 42.6	▲ 48.8	23.8	▲ 9.8	▲ 9.9
2年11月	▲ 17.0	▲ 1.0	▲ 22.7	▲ 41.7	▲ 33.0	▲ 13.9	▲ 38.4	▲ 11.9	▲ 15.5
2年10月	▲ 14.2	25.3	▲ 14.1	1.0	▲ 24.4	▲ 29.6	▲ 45.1	▲ 4.8	▲ 20.9
2年9月	▲ 13.8	24.6	▲ 30.2	▲ 19.8	▲ 25.2	▲ 11.8	▲ 42.8	▲ 6.4	▲ 14.2
2年8月	▲ 35.3	4.0	▲ 37.2	▲ 50.7	▲ 38.9	▲ 71.9	▲ 42.4	▲ 11.7	▲ 36.7
2年7月	▲ 16.1	19.5	▲ 36.6	▲ 29.9	▲ 33.5	1.8	▲ 35.0	▲ 9.8	▲ 26.5
2年6月	▲ 19.3	19.7	▲ 31.2	▲ 9.5	▲ 40.9	▲ 25.1	▲ 39.8	▲ 10.6	▲ 30.4
2年5月	▲ 40.2	8.7	▲ 42.3	▲ 1.9	▲ 32.9	▲ 77.6	▲ 65.4	▲ 17.7	▲ 31.2
2年4月	▲ 19.6	15.2	▲ 40.7	▲ 13.4	▲ 32.6	▲ 12.4	▲ 45.8	▲ 12.0	▲ 15.7
2年3月	2.4	▲ 8.4	▲ 20.7	22.9	▲ 14.0	72.3	▲ 15.4	5.8	▲ 32.9
2年2月	▲ 15.8	▲ 6.2	▲ 16.6	▲ 14.2	13.7	▲ 58.8	▲ 0.7	8.2	▲ 12.7
2年1月	▲ 18.9	▲ 10.7	▲ 31.5	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 38.3	▲ 16.8	▲ 10.6	▲ 14.0
元年12月	17.3	▲ 13.3	▲ 3.3	0.9	19.7	103.9	▲ 23.3	11.6	▲ 14.8
元年11月	▲ 14.6	17.7	▲ 13.7	4.9	▲ 11.0	▲ 60.6	5.8	12.2	▲ 6.2
元年10月	▲ 6.3	▲ 9.3	▲ 26.2	▲ 11.5	20.8	▲ 18.3	14.5	▲ 3.8	2.8
元年9月	1.3	▲ 8.0	▲ 6.8	49.3	▲ 8.6	11.3	▲ 0.4	17.1	▲ 22.6
元年8月	5.2	7.8	▲ 8.6	8.1	▲ 20.9	67.3	▲ 0.1	▲ 3.3	▲ 8.9
元年7月	▲ 8.6	▲ 19.1	▲ 5.6	10.4	▲ 3.9	▲ 34.2	30.1	▲ 5.0	▲ 7.5

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

	【製造業全体】 (%)	食料品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金属製品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
3年6月	54.3	4.6	67.2	153.0	77.2	53.8	121.1	114.1	129.3
3年5月	51.6	27.2	68.3	47.2	53.5	31.9	170.0	19.4	62.5
3年4月	36.8	87.4	43.8	0.0	12.9	54.4	22.9	▲ 2.8	74.5
3年3月	16.7	2.8	32.8	50.0	41.2	▲ 9.5	▲ 25.0	43.5	12.7
3年2月	▲ 22.9	▲ 52.2	▲ 24.6	▲ 17.4	36.0	▲ 17.4	▲ 14.3	▲ 24.9	14.9
3年1月	10.1	40.2	2.5	▲ 3.0	16.4	13.3	▲ 32.2	7.3	10.9
2年12月	▲ 17.6	▲ 22.0	▲ 2.4	11.0	▲ 16.0	▲ 59.9	▲ 25.9	▲ 16.6	▲ 16.2
2年11月	▲ 22.7	▲ 46.5	▲ 22.9	0.0	▲ 42.7	▲ 32.4	▲ 28.9	▲ 20.7	▲ 1.9
2年10月	▲ 14.1	▲ 2.7	▲ 16.1	▲ 19.6	▲ 53.9	6.6	5.9	▲ 27.1	3.7
2年9月	▲ 30.2	▲ 35.2	▲ 14.9	▲ 8.2	▲ 25.5	▲ 45.7	▲ 56.9	▲ 27.6	▲ 36.5
2年8月	▲ 37.2	▲ 35.0	▲ 34.3	▲ 10.2	▲ 57.3	▲ 57.0	▲ 50.9	▲ 49.0	▲ 20.4
2年7月	▲ 36.6	▲ 27.8	▲ 33.5	▲ 35.9	▲ 59.6	▲ 35.7	45.8	▲ 7.9	▲ 51.4
2年6月	▲ 31.2	▲ 9.2	▲ 29.6	▲ 58.3	▲ 13.2	▲ 47.6	▲ 62.7	▲ 48.6	▲ 46.5
2年5月	▲ 42.3	▲ 50.7	▲ 38.0	▲ 18.9	▲ 34.3	▲ 46.6	▲ 61.5	▲ 42.2	▲ 39.4
2年4月	▲ 40.7	▲ 39.3	▲ 59.0	▲ 35.7	▲ 30.8	▲ 28.4	0.0	▲ 19.0	▲ 54.9
2年3月	▲ 20.7	▲ 23.0	▲ 29.0	▲ 29.1	▲ 5.6	▲ 16.8	28.0	▲ 42.9	▲ 15.4
2年2月	▲ 16.6	▲ 14.8	▲ 9.1	▲ 0.4	▲ 25.9	▲ 36.7	▲ 34.7	24.7	▲ 22.3
2年1月	▲ 31.5	▲ 42.0	▲ 30.9	▲ 46.8	6.7	4.3	47.5	▲ 43.6	▲ 46.5
元年12月	▲ 3.3	10.2	21.0	▲ 18.0	16.8	31.7	28.6	▲ 8.8	▲ 6.7
元年11月	▲ 13.7	▲ 5.0	▲ 24.6	▲ 18.1	▲ 26.7	48.0	▲ 28.3	▲ 4.0	▲ 14.9
元年10月	▲ 26.2	▲ 30.8	▲ 19.1	▲ 36.1	▲ 12.4	▲ 44.5	▲ 47.7	▲ 6.2	▲ 42.3
元年9月	▲ 6.8	▲ 2.3	▲ 21.0	▲ 9.3	▲ 17.8	50.0	71.1	▲ 16.6	▲ 0.6
元年8月	▲ 8.6	5.1	▲ 39.1	▲ 4.3	▲ 10.8	37.2	32.5	5.6	▲ 11.6
元年7月	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 18.0	▲ 4.7	24.5	▲ 19.2	▲ 59.3	6.5	7.3

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求人 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求人 倍率(原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国:正社員	全国:正社員
					有効求人倍率 (原数値)	有効求人倍率 (季節調整値)
元年5月	17,556	14,960	1.17	▲ 0.02	1.07	1.17
元年6月	17,629	14,834	1.19	▲ 0.02	1.10	1.18
元年7月	17,674	15,112	1.17	▲ 0.03	1.12	1.17
元年8月	17,644	15,011	1.18	▲ 0.05	1.13	1.16
元年9月	18,005	14,976	1.20	▲ 0.07	1.14	1.15
元年10月	18,026	15,060	1.20	▲ 0.05	1.15	1.13
元年11月	17,976	14,510	1.24	▲ 0.04	1.18	1.11
元年12月	17,540	14,078	1.25	▲ 0.07	1.21	1.09
2年1月	17,528	14,639	1.20	▲ 0.12	1.13	1.05
2年2月	17,815	15,259	1.17	▲ 0.12	1.08	1.03
2年3月	17,545	15,698	1.12	▲ 0.14	1.02	1.01
2年4月	16,134	15,723	1.03	▲ 0.16	0.92	0.99
2年5月	14,262	15,570	0.92	▲ 0.25	0.84	0.91
2年6月	14,158	16,668	0.85	▲ 0.34	0.81	0.88
2年7月	14,321	17,566	0.82	▲ 0.35	0.79	0.84
2年8月	14,438	17,992	0.80	▲ 0.38	0.78	0.80
2年9月	14,862	18,242	0.81	▲ 0.39	0.78	0.79
2年10月	15,604	18,293	0.85	▲ 0.35	0.80	0.78
2年11月	15,818	17,643	0.90	▲ 0.34	0.83	0.77
2年12月	15,520	16,581	0.94	▲ 0.31	0.86	0.77
3年1月	15,624	16,552	0.94	▲ 0.26	0.87	0.79
3年2月	15,829	16,763	0.94	▲ 0.23	0.87	0.82
3年3月	16,549	17,819	0.93	▲ 0.19	0.85	0.84
3年4月	16,074	17,840	0.90	▲ 0.13	0.81	0.88
3年5月	15,575	17,234	0.90	▲ 0.02	0.82	0.90
3年6月	15,782	16,768	0.94	0.09	0.85	0.94

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、記者発表の際に配付している「参考資料」のようなコメントや、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。_9_

有効求人倍率（原数値）

	2年6月	2年7月	2年8月	2年9月	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月	3年5月	3年6月
群馬県	1.09	1.07	1.05	1.07	1.11	1.18	1.24	1.27	1.27	1.22	1.14	1.12	1.16
前橋	1.05	1.09	1.05	1.05	1.09	1.17	1.22	1.25	1.23	1.16	1.04	1.00	1.05
高崎	1.56	1.56	1.55	1.63	1.69	1.78	1.82	1.84	1.75	1.63	1.53	1.42	1.52
安中	0.78	0.73	0.72	0.75	0.78	0.88	1.01	1.13	1.21	1.25	1.32	1.26	1.30
桐生	0.86	0.85	0.84	0.89	0.91	0.94	1.07	1.11	1.14	1.12	1.07	1.08	1.15
伊勢崎	0.97	0.90	0.90	0.88	0.94	0.98	1.10	1.15	1.19	1.17	1.05	1.05	1.04
太田	0.77	0.74	0.73	0.72	0.72	0.82	0.88	0.94	1.02	0.96	0.90	0.92	0.91
館林	1.23	1.08	1.00	1.05	1.05	1.07	1.17	1.17	1.19	1.16	1.10	1.14	1.25
沼田	1.00	1.09	1.13	1.29	1.41	1.37	1.08	1.17	1.11	1.09	1.04	1.09	1.17
富岡	1.77	1.64	1.59	1.59	1.91	1.91	2.06	1.92	1.88	1.82	1.60	1.60	1.66
藤岡	1.04	1.00	0.96	0.99	0.99	1.10	1.18	1.26	1.27	1.27	1.16	1.12	1.15
渋川	0.81	0.85	0.89	0.87	0.82	0.90	0.92	0.94	0.90	0.87	0.81	0.82	0.75
中之条	1.22	1.41	1.47	1.42	1.51	1.51	1.47	1.32	1.47	1.53	1.53	1.71	1.61

(一般＋パート)

新規求人倍率（原数値）

	2年6月	2年7月	2年8月	2年9月	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月	3年5月	3年6月
群馬県	1.44	1.68	1.79	1.88	1.90	2.10	2.22	1.96	1.88	1.71	1.42	1.82	1.94
前橋	1.44	1.82	1.58	1.73	1.99	2.20	1.96	2.06	1.68	1.48	1.40	1.50	1.81
高崎	1.97	2.42	2.64	2.65	2.75	3.29	2.84	2.52	2.55	1.96	1.88	2.12	2.39
安中	0.80	1.28	1.47	1.19	1.30	1.83	2.25	1.92	1.85	1.87	1.70	1.85	1.94
桐生	1.21	1.45	1.32	1.79	1.56	1.21	2.62	1.66	1.63	1.91	1.39	1.61	2.32
伊勢崎	1.28	1.36	1.37	1.73	1.75	1.89	2.48	1.92	1.76	1.80	1.19	1.71	1.64
太田	0.95	1.07	1.26	1.19	1.08	1.45	1.83	1.34	1.55	1.36	1.05	1.42	1.49
館林	1.65	1.64	1.96	2.17	1.84	2.28	2.64	2.08	2.00	2.01	1.62	2.23	2.79
沼田	1.82	1.92	2.14	2.94	2.29	1.75	1.25	2.32	1.42	1.77	1.59	1.68	2.22
富岡	1.56	2.00	3.22	1.84	3.50	3.14	2.24	2.64	3.23	1.58	1.74	3.84	1.96
藤岡	1.48	1.47	1.65	2.02	1.57	1.93	2.91	1.98	1.84	2.13	1.25	1.55	2.12
渋川	1.29	1.43	1.31	1.47	1.25	1.59	1.66	1.36	1.19	1.43	0.92	1.30	1.17
中之条	1.78	2.46	2.71	2.58	2.80	2.41	1.36	1.52	2.78	1.63	1.71	3.74	1.89

(一般＋パート)

就業地別求人数

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 3.6倍 3か月連続の増加

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 2.1倍 2か月ぶりの減少（前月比）

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和2年6月	11,445	▲ 20.7	31,772	▲ 23.8	1.68	1.32
7月	11,155	▲ 21.0	32,224	▲ 22.5	1.76	1.27
8月	11,538	▲ 21.3	32,144	▲ 22.1	2.00	1.21
9月	12,070	▲ 15.5	32,824	▲ 21.0	2.02	1.20
10月	12,345	▲ 20.0	34,345	▲ 18.4	1.99	1.22
11月	12,587	▲ 12.9	35,031	▲ 16.4	2.10	1.22
12月	11,219	▲ 16.5	34,374	▲ 16.3	2.09	1.22
1月	12,679	▲ 5.8	34,811	▲ 12.8	1.94	1.26
2月	12,806	▲ 17.5	35,293	▲ 14.6	1.99	1.26
3月	13,173	▲ 0.3	36,481	▲ 10.3	2.00	1.25
4月	11,908	11.0	35,194	▲ 3.7	1.88	1.29
5月	11,512	0.4	33,698	2.5	2.26	1.31
令和3年6月	12,662	10.6	34,252	7.8	2.21	1.36

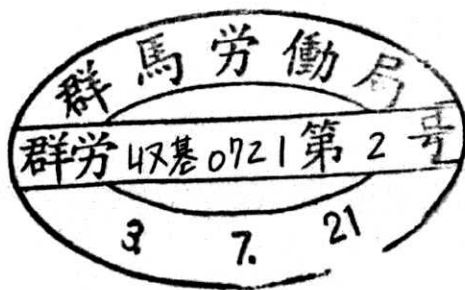
新規求人数（原数値）は3か月連続の増加（前年同月比）

有効求人数（原数値）は2か月連続の増加（前年同月比）

産業別新規求人数

新規求人数		6月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		12,662	10.6	1217	3か月連続の増加
主 な 産 業	建設業	1,268	14.9	164	13か月連続の増加
	製造業	1,964	53.8	687	4か月連続の増加
	情報通信	112	▲ 5.1	▲ 6	3か月ぶりの減少
	運輸業	666	28.1	146	3か月連続の増加
	卸売・小売	1,735	10.6	166	2か月ぶりの増加
	宿泊・飲食	922	▲ 4.2	▲ 40	2か月ぶりの減少
	医療・福祉	3,240	1.3	43	2か月ぶりの増加
	サービス	1,299	24.7	257	2か月連続の増加
製造業内訳		6月	前年同月比	前年同月差	備考
主 な 内 訳	食料品	318	▲ 0.9	▲ 3	4か月ぶりの減少
	プラスチック	199	71.6	83	4か月連続の増加
	金属製品	214	135.2	123	4か月連続の増加
	はん用機械器具	172	84.9	79	6か月連続の増加
	生産用機械器具	105	61.5	40	3か月連続の増加
	業務用機械器具	42	110.0	22	3か月連続の増加
	電気機械器具	154	111.0	81	4か月連続の増加
	輸送用機械器具	280	125.8	156	6か月連続の増加

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2021年7月21日

群馬県労働委員会
日本基幹労働者連合会
群馬県労働委員会
委

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（銑鉄鑄物製造業（銑鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 667名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

960名

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2021年7月21日

群馬県前橋市 [redacted] 61-2
JAM北関東 [redacted] 連絡会 (群馬)
会 [redacted]

群馬県太田市 [redacted] 1084
全日本自 [redacted] 組合 [redacted] 会
議 [redacted]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品

製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同附属品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

16,351名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

5,578名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2021年7月21日

群馬県前橋市野中
全日本電機・電子
産業労働組合
地方協議会

議長

群馬県前橋市
JAM北関東
会 長
1-2
各会 (群馬)

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

19,211名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

12,778名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2021年7月21日

群馬県太田 [redacted] 1084
全日本自動車労働組合総連合会
[redacted]
議長 [redacted]

群馬県前橋市 [redacted] 1-2
JAM北関東 [redacted] (M群馬)
会長 [redacted]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

41,645名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

28,764名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

最低賃金を引き上げやすい環境整備について

令和3年7月21日
田村臨時議員・梶山議員提出資料

最低賃金を引き上げやすい環境整備

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援（雇用調整助成金等）

- Ⅰ 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業 最大9/10）以上の助成率を維持する
- Ⅰ 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する（緊急雇用安定助成金（一般会計）で対応）
- Ⅰ コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- Ⅰ 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
 - Ⅱ コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等30%減）等への特例
 - ・ 引上げ対象人数の拡大（最大「10人以上」のメニュー新設）
 - ・ 助成上限額の引上げ（450万円 600万円）
 - ・ 設備投資等の範囲の拡充（賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に）
 - Ⅱ 全事業主を対象とする特例
 - ・ 45円コースを新設
 - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- Ⅰ 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
 - Ⅱ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。
（例えば、事業再構築補助金においては、通常2/3の補助率を3/4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。）

下請取引の適正化

- 1 サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 1 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 1 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

既存施策の推進による収益力強化

- 1 AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 1 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

厳しい業況を乗り切るための更なる支援策の検討

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行

参考

雇用調整助成金の対応

年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保

助成率	5～9月	10月	11月	12月
業況特例・地域特例	10/10	年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大9/10)以上の助成率を維持		
原則的措置	9/10			

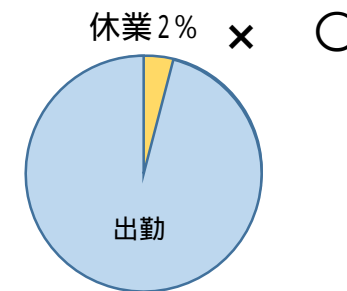
中小企業・解雇なしの場合 (注) 上限額については、骨太方針2021における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応。

休業規模要件の特例的な緩和

	通常制度	コロナ特例
休業規模要件(中小企業)	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/20(5%)以上	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/40(2.5%)以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、**休業規模要件を問わずに支給**

(緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)



事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援。

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主 への特例

前年又は前々年比較で売上等 30%減

対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、**最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。**

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

() コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等 30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設。**選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善

1. 事業再構築補助金について

- ・業況が厳しく、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業を対象にした**特別枠を設定し、補助率をかさ上げ**。
- ・また、多くの従業員を雇用しているため、賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業の投資ニーズに対応するため、**通常枠についても、従業員数に応じて補助上限額を見直し**。
- ・併せて、**運用の見直し(新規性要件の見直し等)**も検討。

【参考:事業再構築補助金(令和2年度3次補正:1兆1,485億円)の概要】

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新たな製品で新たな市場に進出する「新分野展開」などの事業再構築の取組に意欲を有する中小企業の設備投資等を支援。

主な申請類型 (中小企業の場合)

類型	補助金額	補助率
緊急事態宣言特別枠	100万円～1,500万円 (従業員数によって上限額は異なる)	3/4
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠	100万円～1億円	2/3

2. 中小企業生産性革命推進事業について

- ・ **加点見直し、特別枠の新設等**により、より賃上効果の高い事業者の採択率の向上や、賃上げにコミットする事業者の優先採択を目指す。

【参考:中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正:3,600億円、令和2年度三次補正:2,300億円)の概要】

- ・ 人材不足等の構造変化や、働き方改革、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備導入・販路開拓・ITツールの導入等、中小企業による生産性向上に係る取組を支援。
- ・ 通常枠(令和元年度補正)に加え、ポストコロナ等に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組(対人接触機会の減少、無人化等)については、低感染リスク型ビジネス枠(令和2年度三次補正)で支援。

補助上限・補助率 【補助対象経費】	通常枠 (令和元年度補正)	低感染リスク型ビジネス枠 (令和2年度三次補正)
ものづくり補助金 【設備導入費等】	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 【販路開拓費等】	50万円・2/3	100万円()・3/4 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 【ITツール導入費等】	450万円・1/2	450万円()・2/3 テレワーク対応類型は150万円

下請取引の適正化

1. パートナーシップ構築宣言

- 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進。
7月15日現在で1,250社が宣言。
- 今年度中に2,000社の宣言数となるよう、更なる利用拡大を図る。

2. 「価格交渉促進月間」

- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが、下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を、積極的に価格交渉を行う「価格交渉促進月間」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- 下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。
- その他、下請事業者向けに価格交渉に関する講習・研修などを開催するとともに、相談対応を行う。

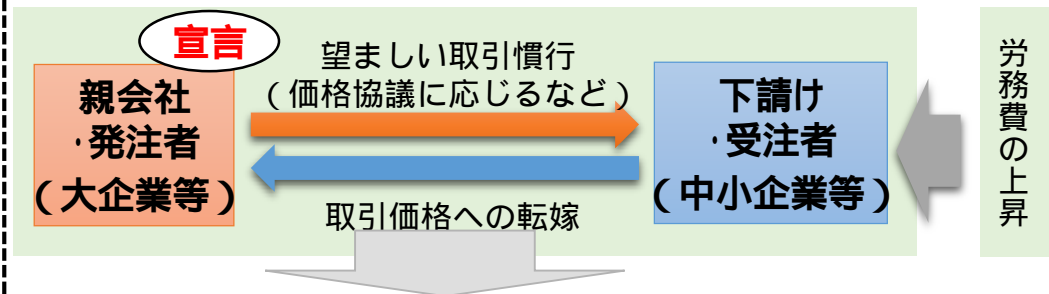
3. 官公需

- 率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者との契約金額について、最低賃金引上げによる契約金額の見直しの必要性を、受注事業者からの見直し申し出の有無に関わらず、確認する。
- この方針を、「官公需に関する関係府省等副大臣会議」(7月19日)において、関係省庁の副大臣級でも確認。

「パートナーシップ構築宣言」について

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、
- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支等)
 - (2) 取引適正化の重点5分野(価格決定方法、型管理の適正化、現金払の原則の徹底、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

本年度中に宣言企業数2,000社を目指す。



パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.3%</u>
Bランク	<u>0.1%</u>	←	<u>-0.1%</u>
Cランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.6%</u>
Dランク	<u>0.3%</u>	←	<u>0.4%</u>
ランク計	<u>0.4%</u>	←	<u>0.3%</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>1.5%</u>	←	<u>1.4%</u>
Bランク	<u>0.7%</u>	←	<u>0.4%</u>
Cランク	<u>1.3%</u>	←	<u>1.5%</u>
Dランク	<u>0.8%</u>	←	<u>0.9%</u>
ランク計	1.2%	←	1.2% ※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	
計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	ランク	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年		
一般 パート 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	ランク	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	R2年6月	R3年6月	R2年	
一般パート計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	
男 計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男 計	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女 計	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	R1年 6月	R2年 6月		R1年	
女 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	ランク	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年					
一般パート計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	ランク	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年	R1年6月	R2年6月	R1年		
一般パート計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
42.8	44.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

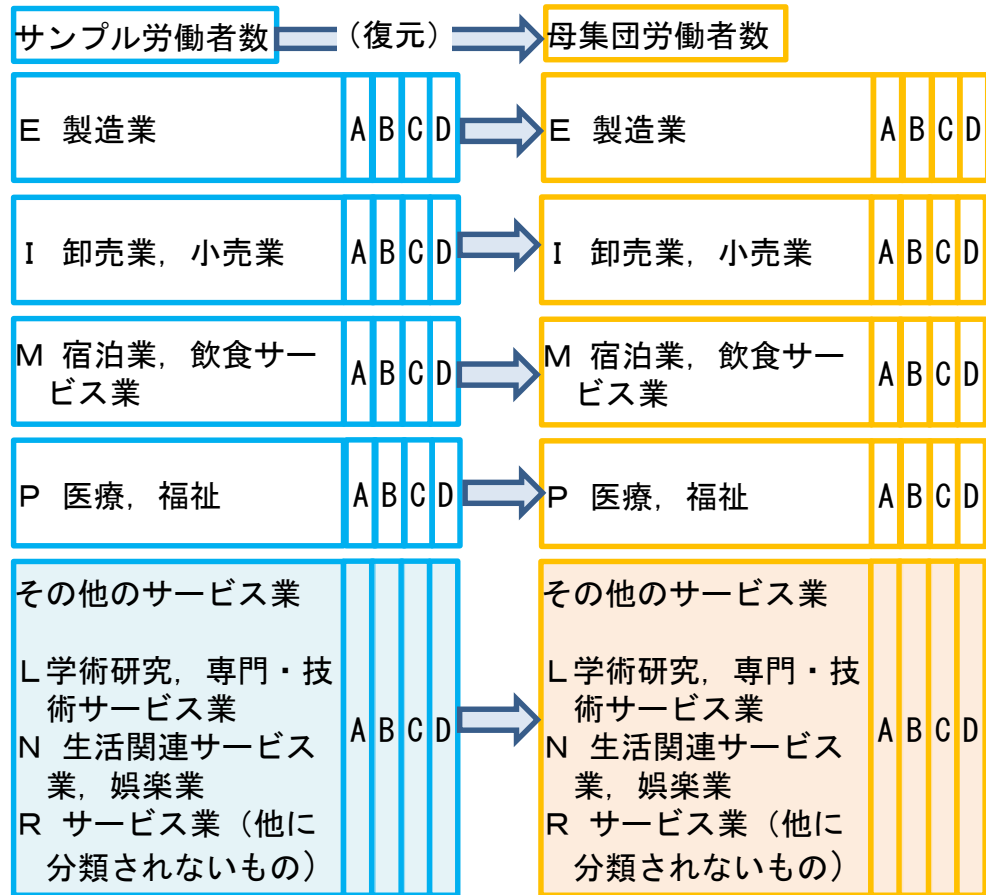
(%)

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

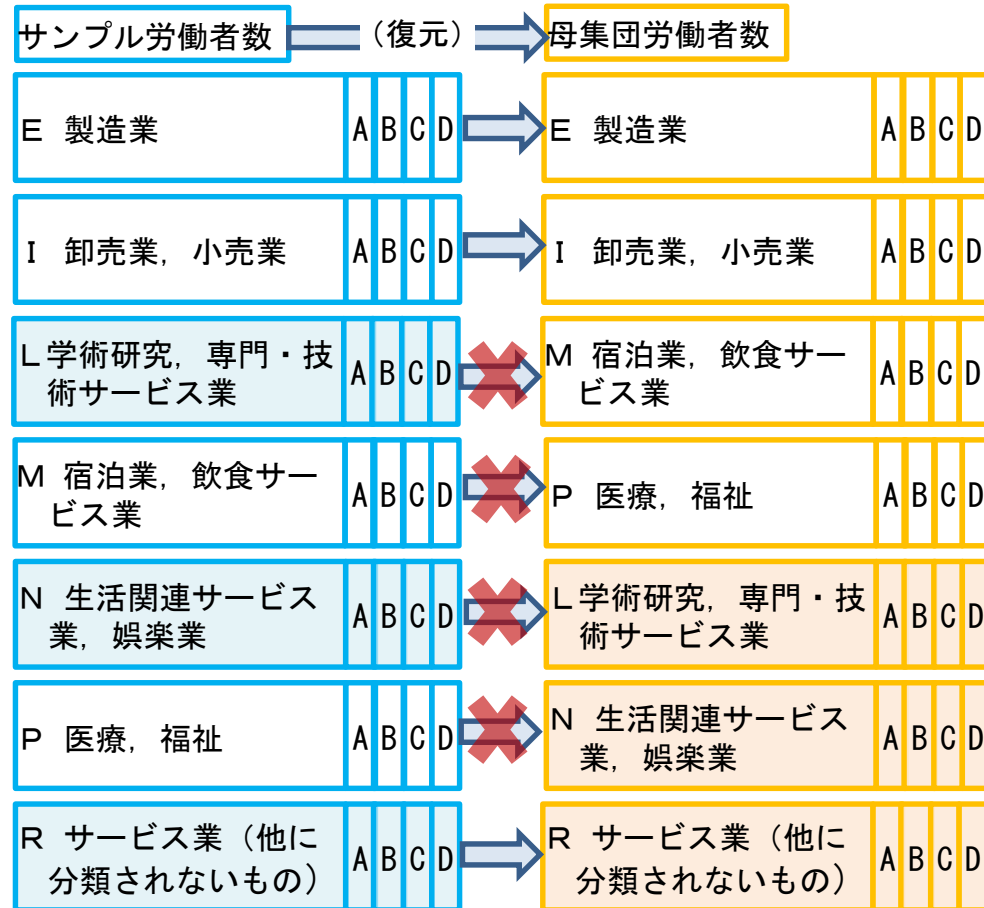
賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和2年、令和3年



(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)